

# 延岡内藤藩の幕府領細嶋漂着唐船対処 マニュアルについて (下)

黒木 國泰

## The Manual of the Nobeoka Naito feudal clan for Chinese boats which drifted ashore at Hososhima, one of the territories of the Shogunate(II)

Kuniyasu KUROKI

前稿(上)では、延岡藩『舊文書』所掲「漂着一式」の延享4年(1747)漂着唐船対処マニュアルと寛政5年(1793)に幕府に差し出した手当の控えの十四番までを紹介した。小稿では十五番から後について紹介し、解説する。ここに記される内容は、番船等の船と水主の調達について、人馬の調達、賄いや武器の装備、細島での宿割等の手当について等である。あわせて文化・文政期のロシア船対処令、筑前長門沖の抜荷唐船への対処令にはじまる寛政年間の異国船対処令が掲載される。残念ながら、底本自体が「船」・「舟」などの表記のゆれや、数値の信憑性に問題がある等、最善の写本とはいえない。にもかかわらず、本史料によって初めて幕府領漂着唐船に対する内藤藩の備えを明らかにしうるのであり、史料価値は高いといえる。

<古川番所回しの川船>

### 拾五番

一 川舟五艘 但舟漕貳人宛

右者細嶋漂着之沙汰承り次第、尾末より古川御番所下江相回し、御番人差<sup>おづえ</sup>図受候様申付置候事五十鈴川下流域の川舟を徴発する。

<関船と漁船>

### 拾六番

一 拾四反関	万歳丸
木綿雨幕三張	但地紺御紋白
同日覆四切	但紺薄浅黄布交
桐油苫式百六拾枚	
木綿御舟印壺ツ	但御紋白地紺染
御舟鍵壺本	
揚灯燈三張	
箱灯燈貳張	

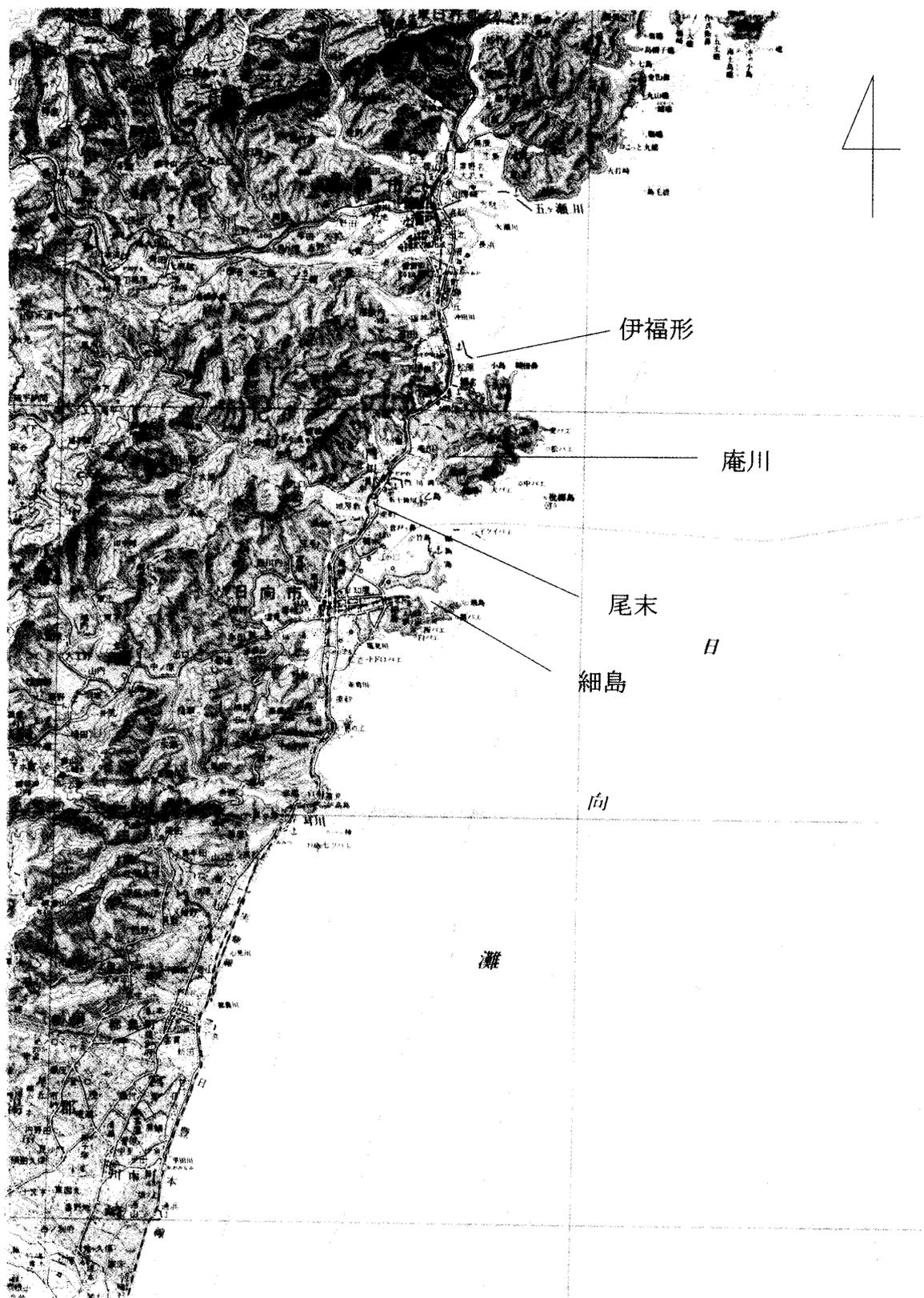


図2 日向北部沿岸地域 出典：国土地理院作成の20万分の1地勢図

## 御兵具

弓五挺 鉄炮拾挺袋入

鑓拾本 徒具足拾兩

水主五拾七人 内 四拾人 大武  
拾七人 方財

一 拾四反関

右同断

右者其節ニ至り商舟の差配候積

一 八反関 千鳥丸

木綿雨幕四張 但紺御紋白

同日覆四切 但紺薄浅黄布二尺

桐油苫八拾枚

御舟鑓壺本

御舟印壺ツ 但御紋白地紺〔染〕

揚灯燈貳張

箱灯燈貳張

## 御兵具

弓五挺 足輕具足貳拾貳兩

水主貳拾人 内 拾貳人 大武  
八人 寺嶋

関船3艘のうち、万歳丸（安永7，1778年3月進水）千鳥丸（天明元，1781年5月進水）は藩船である<sup>24</sup>。また商船の十四反帆の関船1艘をチャーターすることになっていた。当時の延岡藩の主要な港は五ヶ瀬川・祝子川・北川の3河川の合流する川口の「東海港」であった。東海港が藩船の拠点であり、大阪航路で活躍していた20反帆級の商船20隻が記録されている<sup>25</sup>。大武町・方財町と東海町の3町が港湾地域であったことは本史料によっても裏付けられる。

一 小早五艘 揚灯燈八張 掛替共

御舟印 五ツ

内 但御紋白地紺染

三艘御有合

貳艘漁船御雇

水主三拾人 大武町

右割付水主人数百六拾四人

百貳拾貳人 大武町

三拾四人 方財嶋

八人 寺嶋

右者御関舟仕出候節御入用

この小早5艘は、関船を仕出しするさいに使った。以上、関船および小早に割り付けられる水主は、大武町が圧倒的に多く122人であり、総人数164人の74パーセント超である。明治期においても、

大武町の民業は多くが操船従事だという<sup>12)</sup>。大武町は、とくに藩船との関わりが深い地域であったといえる。

- 一 漁舟五艘 水主式拾五人 五人乗  
     舟主大武町 庄六 小十郎 半左衛門  
         治八 市太郎  
     右細嶋江差出候飛舟御入用
- 一 同壹艘 五人乗  
     右當川口御番所ニ差出御入用
- 一 同五艘 六人乗  
     右當川口江揃置、太坂并細嶋其外浦々飛舟御用
- ・ 漁舟五拾艘  
     内
  - 五艘 五人乗  
     舟主 大武町 嘉市 惣市 安兵衛  
         富八 吉三郎
  - 五艘 六人乗  
     同 尾末 林七 庄次郎 惣太郎  
         甚兵衛 七兵衛
  - 三艘 同断  
     同 庵川 治助 文七 権藏
  - 五艘 五人乗  
     同 鯛名 伊太郎 和吉 忠左衛門  
         紋助 弥太郎
  - 拾三艘 六人乗  
     同 土々呂 伝藏 治八 茂三郎  
         林平 吉十郎 新七  
         庄六 惣左衛門 惣右衛門  
         千治郎 吉之介 伊太郎  
         浅吉
  - 六艘 六人乗  
     同 嶋野浦 清左衛門 傳治郎 清之丞  
         久吉 和平 伊右衛門
  - 壹艘 同断  
     同 浦尻 渡辺庄左衛門
  - 壹艘 五人乗  
     同 大武 清高嶋 傳左衛門
  - 壹艘 六人乗

同 熊野江 善六  
 三艘 六人乗  
 同 市振 伊左衛門 太七 清介  
 四艘 同断  
 同 宮野浦 茂八 増太郎 忠左衛門  
 与三左衛門

右細嶋表江差出御用可相勤分

ここには細島に出張を命じられた漁船が50艘記されているはずであるが、加算すると実際には47艘、水主は271人である。いずれにしても多くの漁船、水夫が動員される手はずができていいる。とくに土々呂の漁船13艘、水主78人が目立つ。これらは当時の船主の名前が記されている貴重な記録であり、他の文献や墓碑等と対照することにより、生きてくると期待できる。

一 漁舟壹艘 六人乗  
 舟主 宮野浦 傳吉  
 右宮野浦御番所へ相詰御用可相勤分  
 〆漁舟六拾貳艘  
 水主人数三百五拾貳人  
 主取人数拾貳人

ここまでは船のこと。地域のまとまり毎の責任者は筆頭の船主であろうか。

以上、飛船としてチャーターする大武町の漁船5艘からあとの船数・水主の計が、62艘352人だという。しかし、表2に示すように数値の不一致がある。また水主の出役について、飛船の後の計6艘も大武町からの徴発と考えられる。そうであれば、大武町だけで水主237人にのぼり、全水主の7割に近い。そうでなくても6割弱であり、大武町が延岡藩の海運・漁業に占める重要な位置を知ることができる。

表2から、記載されている船数と水主数は、総数よりも、それぞれ3艘、9人少ないことになる。しかし1艘3人乗りの船は小さすぎる。漁船は5人乗りか6人乗りであるから、筆写の誤りとみておく。この50艘は、27番によると番船である。

小計の数値を仮にとるとして、動員される関船と小早、漁船の船数と水主数は、70艘、576人にのぼる。これを他藩の出役と比較してみる。

佐土原藩における元文6年唐船漂着の際の総人数帳を見ると、いざ発見という1番の出役の中に、防船5艘、使船7艘、焚草船3艘、104人のほかに、伊集院茂兵衛の配下に船方役2人がおかれ、総船頭の下に船頭水主240名が記されている。これはマニュアルではなく、実際の出役の記録である。

高鍋藩の寛政5年手当覚では、関船2艘、漁船40艘餘<sup>3)</sup>を手配する。延岡藩と同じく、海上警備に重点が置かれているといえる。文政7年(1824年)における飢肥藩でも、76艘が手配される。内訳は、関船1艘、小早船2艘、漁船40艘、小船33艘である<sup>4)</sup>。総じて延岡藩・高鍋藩・飢肥藩では、

陸上の動員数が少ないかわりに、海上番船の船数が多い。これは、総じて古来のこの海域における海民の存在と関わるものであろう。

表2 延岡内藤藩の細島漂着唐船手当の海船数と水主出役数

14反帆	2艘 (万歳丸, 商船)	水主	114人 (大武80人, 方財34人)
8反帆	1艘 (千鳥丸)		20人 (大武12人, 寺島8人)
小早	5艘		30人 大武
小計	8艘		164人
飛船	漁船5艘		25人 大武
	1艘		5人 大武
	5艘		30人 大武
小計	11艘		60人
漁船50艘			
	5艘		25人 大武
	5艘		30人 尾末
	3人		18人 庵川
	5艘		25人 鯛名
	13艘		78人 土々呂
	6艘		36人 嶋之浦
	1艘		6人 浦尻
	1艘		5人 大武
	1艘		6人 熊野江
	3艘		18人 市振
	4艘		24人 宮野浦
漁船1艘			6人 宮野浦
漁船計	62艘		352人
	(59艘)		(343人)

<賄米>

拾七番

一 賄米三十俵, 尾末浦黒木庄十郎へ御預被置年々引替置候事

細島出役に関する賄米30俵は, 尾末の黒木庄十郎に預けておく。毎年, 新米と入れ替える。

<戻り人馬>

拾八番

一 諸士細嶋より戻り人用人馬, 郡方へ申遣最初之通り, 割付迎へ参候事

細島出役が終わり, 延岡に戻るときの運送について。

## &lt;看板物等19・20番&gt;

## 拾九番

- 一 御幕 壹走半 内 片走 御本陣  
片走半 番所式ヶ所
- 高灯燈拾五張 内 四張 御本陣  
拾壹張 舟手方
- 一 箱灯燈拾張
- 一 蠟燭三百丁
- 一 三ツ道具 三組 但御本陣并西番所入用

## 貳拾番

- 一 漂着舟之節，出役之面々着用物，火事装束にて可然，時宜ニより其節差図可致事
  - 一 御貸馬・馬具共々御貸被成候事
  - 一 御者頭召連候組々之者共江，行列羽織御貸被成候事
  - 一 鍵印付可申事
  - 一 出張之面々供廻り御貸看版物，御櫓方ゝ相渡候様申付置候事
  - 一 右同断雨具御賄方ゝ相渡候事
- 火事装束での出役であったこと。看板物は櫓方から渡し。雨具は賄方からの渡しである。

## &lt;人夫・夫馬&gt;

## 貳拾壹番

- 一 人夫貳拾人 門川村
- 一 夫馬五疋 門川村
- 一 右同断 伊福形村

但人足伊福形村ゝ，馬者加草村ゝ差出可申候

右用心人馬候間，両村庄屋元江圍置可申候，尤此外ニ度入用難計候間，心掛罷在差出候様，申付置候事

- 一 割付之外，人馬追々差出様可申付儀度可有之候間，為知之鐘承り候ハバ，村々ニて作場ニ罷在候共，早速罷歸，不致他行宿ニ罷在候様申付置候事
- 一 人馬割付無之，村々漂浪之沙汰承り候ハバ，何レも心掛罷在，人馬申付次第，早速差出候様申付置候事

定めの外にも緊急事態に対応して，さらなる人馬の供出を心がけておくように命ぜられている

## &lt;看板物&gt;

## 貳拾貳番

- 一 看板物拾六 陸尺渡り
- 但帶脚半共
- 一 青染合羽百七拾八
- 但小頭并足輕御家中若黨渡り
- 一 赤合羽貳百八拾壹 小者渡り

## &lt;御貸馬&gt;

## 貳拾三番

一 御貸馬拾貳疋 口取貳拾四人郷人足ぶ

内 三疋 一之出役  
九疋 二之出役

右馬やより差出候事

但不足分ハ、其節御用達馬喰ぶ借上候積

藩の厩の馬12頭を使う。一之出役に3頭、二之出役に9頭を出す。1馬に2人の郷人足をつける。もし不足の時には、藩がお抱えの博労から、用足馬を徴発すべし。

一 右細嶋出張後、飼料何之方迄同様可申候、大豆葛葉此方ぶ遣候事

## &lt;武器&gt;

## 貳拾四番

一 弓 五張

鞆附

矢 五拾本

□穂拾本入り

鞆五指

代弦五筋

矢箱一荷 根矢貳百本入り

一 鉄炮 貳拾挺 四匁筒

筒乱<sup>(6)</sup>貳拾

但筒乱壹ツニ玉薬貳拾壹放宛

早合<sup>(6)</sup>壹丁ニ壹ツ詰添

火繩四拾斯<sup>(7)</sup>

玉箱貳荷

一 寄棒貳拾六本 捕繩貳拾六筋

右一之出役御者頭江可相渡分

一 品々右ニ同

一 長柄貳拾本

一 大筒三丁 内 壹丁 百目筒指火  
貳丁 五拾目筒指火

但長筒

但玉薬壹丁ニ拾四放分宛

火繩六斯 玉箱一荷

右二之出役御組頭江可相渡分

惣ぶ高

玉貳拾貫三百目 薬七貫目

火繩百五拾六斯 但一日分一丁ニ貳把充之積

口薬百目

- |            |         |
|------------|---------|
| 一 徒具足貳拾輛   | 一 御舟鑓貳本 |
| 一 弓拾丁      | 一 鉄砲貳拾丁 |
| 一 長柄貳拾本    |         |
| 右拾四反関貳艘分   |         |
| 一 御舟鑓壹本    | 一 弓 五丁  |
| 一 足輕具足貳拾貳輛 |         |
| 右八反関壹艘分    |         |

ここでは武装について。一之出役，二之出役ともに弓5張，鉄砲20丁，寄棒26本を装備した。この外，二之出役だけに，長柄20本，大筒3丁（百目筒一丁，五十目筒二丁）が加わっている。内藤藩は関流砲術を採用しており，大筒の抱打を得意としている。

さらにこの後に，ご用心の兵具として，10匁筒鉄砲30丁と30匁筒の大筒5丁を用意している。

16番に，十四反関船に備えるべき兵具が記される。そこに1船につき，弓5挺，鉄砲10挺，鑓10本，徒具足10両とあるのに対応している。八反関船についても同様である。

#### 看板物之事

##### 違釘貫附

- 一 茶木綿羽織三ツ 足輕小頭渡り

##### 同断

- 一 紺木綿<sup>さき</sup>ふつ左起羽織百八ツ
- |       |       |
|-------|-------|
| 拾     | 弓足輕渡り |
| 内 四拾六 | 鉄砲同   |
| 五拾貳   | 警護同   |



##### 壺ツ釘貫附

- 一 上花色木綿羽織六拾七
- |     |         |
|-----|---------|
| 内貳ツ | ふつさき    |
| 六拾五 | 御家中若黨渡り |
| 壺ツ  | 御組頭弓持渡り |
|     | 但ふつ左起   |
| 壺ツ  | 同断      |
|     | 但ふつさ起   |

##### 同断

- 一 木綿花色半皮貳百八拾三 小者渡り
- 一 脚半四百六拾壺 足輕若黨小者渡り
- 一 御貸馬拾貳疋分 一式
- 但御馬方渡り
- 一 杓籠拾貳荷 但右同断渡り

- 一 合羽籠四荷
  - 内
    - 貳荷 御組頭
    - 壹荷 御用人
    - 壹荷 御番頭

<用心の武具>

御用心御兵具之事

- 一 鉄炮三拾丁 但拾匁筒 持人 拾貳人
- 一 大筒五丁 但三拾目筒 同 四人
- 一 弓貳拾丁 同 四人
- 一 矢六百本 同 六人
- 一 長柄六拾本 同 貳拾四人
- 一 御幕壹束 同 壹人
- 一 番具足百八輛 陣笠附

但志奈伊共

- 一 玉薬拾四放分宛
- 一 火縄七拾斯
- 一 玉薬箱 壹荷 持人 貳人
- 一 小道具 同 壹人
- 一 太鞆(鼓)
- 一 貝
- 一 鐘
- 一 御番頭馬印

一・二の出役の装備以外にも、10匁筒の鉄砲30挺、30目筒大砲5挺などを用意して、緊急事態に備えていた。

**貳拾五番**

- 一 米 一 飼料
- 一 味噌 一 塩
- 一 蠟燭 一 荒布
- 一 松明 一 梅干
- 一 紙

✍

ここには項目のみで、数量が記されていない。27番にある。

## &lt;長崎回送&gt;

**貳拾六番**

- 一 長崎江唐舟送人数配之儀，舟数ニ寄人数増減も可有之候間，此節難極候付，人数割相除候事  
長崎回送については，唐船数により増減があり，人数割を決めがたいので省略するという。

## &lt;人馬の賄&gt;

上下人馬之事

但賄米之事

**貳拾七番**

- 一 上下人数九百八人  
一 米八石五斗六合三勺貳寸  
四斗俵ニ $\gamma$ 貳拾壹俵壹斗六合三勺貳寸  
但 惣人数千七拾貳人一日三度賄一飯下白米貳合  
五夕，玄米直ニ $\gamma$ 内五百貳拾九人水主之分  
一 味噌三斗八升八寸  
内  
四升三合五勺 上五拾八人一汁之分  
三斗三升九合六勺七寸 下千拾九人切味噌之分  
一 塩壹升壹合六勺 上五拾八人一日三度一汁之分  
一 荒布八升七合 右同断  
一 梅干三百四拾八 右同断一度貳ツ宛  
右細嶋ニて一日分之賄入用高  
一 大豆一斗二升 一 薯糠三斗六升  
一 葛葉六貫目 一 粉糠三斗六升  
一 薪八束四分  
右 $\text{ノ}$ 御家中乗馬拾貳疋一日飼料  
23番にある藩の厩からの御家中に貸し出す馬12疋の飼料である。

外

- 一 貳百拾三人 御用心浦々水主

内

九拾貳人	大武町
貳拾人	方財嶋
五拾人	寺嶋
四人	鯛名赤水
貳拾四人	尾末浦
貳拾三人	土々呂櫛津

✂ [213人]

右者御関舟并漁舟水主用心兼て用意申付置候

各地域ごとに、一・二之出役以外に、いざという時のために出動できるように浦ごとに水主を決めておくこと。

<細嶋津兵衛預けの物>

- 一 細嶋津兵衛江被下渡置候品左之通
- 一 御関札貳枚 串竹共
- 一 幕壺走り 但上布
- 一 御紋附高灯燈三張 臺共
- 内 壹張 御本陣  
貳張 下宿町普請先江相立候事
- 一 同高灯燈貳張
- 一 御舟印貳拾本 但竿く<sup>る</sup>流り共
- 一 看板物 四ツ
- 一 蠟燭貳拾五丁

右此方より諸役人参着以前入用分

以上は、あらかじめ細島の津兵衛に渡しおかれているもの。役人が細島に到着する前に、津兵衛は対処すべきだと考えられていた。

一 獵舟貳拾艘

右御領分濱々<sup>ら</sup>御用舟細嶋へ相廻候中、御雇被成候間、細嶋漁舟之内相雇、右舟印相渡立置可申事

一 固メ番之者四人

右御本陣并下宿町中、固メ足輕延岡<sup>ら</sup>細嶋着以前まで御雇被成候間、是又右之相對ヲ以早速相雇、右看板物為着御本陣并下宿之方江、兩人充配置可申候、尤賄之儀自分賄之相對ニて相雇可申事

一 細嶋町出張之面々、町宿数左之通、宿札ハ其節銘々相渡可申事

- 一 壺軒上下貳拾四人馬一疋 御組頭
- 一 同拾五人馬壺疋 御用人
- 一 同拾四人馬壺疋 御番頭
- 一 同拾老人馬壺疋 御舟奉行
- 一 右同断 御者頭
- 一 右同断 同断
- 一 右同断 御長柄奉行
- 一 右同断 郡奉行
- 一 右同断 大目附
- 一 右同断 御軍使
- 但大目附仮設

一 右同断	同断
一 右同断	同断
一 上下七人馬一疋	御普請奉行
一 同拾八人	貝太鞆支配役
	旗支配役
一 九軒上下百式拾三人	給人式拾壺人
一 壺軒上下六人	御勘定頭
一 右同断	下郡
一 同四人	御代官
一 同四人	儒者
一 同四人	御祐筆
一 同拾四人	醫師式人
一 同三人	馬乗
一 同拾五人	御徒目附五人
一 同四人	次祐筆式人
一 同四人	下目附式人
一 同貳人	中間小頭
一 拾軒人数百八人	御先手

一 四拾三軒（実は44軒）

- 一 左平治事細嶋江相越候節ハ、急御用ニ付、御先代之通、鞍馬ニテ罷越候様申付、尤居村ノ乗馬  
壺疋為差出可申候、鞍之儀者自分可具相用候事
- 一 右之節、夜中相越入用ニ手灯燈壺張蠟燭五丁  
相渡置候間、右人用之節相用可申事
- 一 細嶋門川江相詰候面々、賄之儀御勘定奉〔行〕所取計候、尤両所共木賃賄之事
- 一 細嶋宿木賃賄之儀、庄屋左平治江申付、津兵衛江對談致置候様申付候事
- 一 伊福形村庄屋病氣見合之節者、同人親類之内より為名代罷出、諸事取計候事

伊福形村庄屋左平治は先代と同様、細島へは鞍馬で出張すべきこと。細島宿の木賃賄いのことは細島の津兵衛と対談して取り計らうこと。さらには、左平治が病氣の時は親類の者が名代で、諸事万端取り計らうべし、との定め。重要な役回りであるため、一族が責任を負うというシステムになっている。

細島・門川に詰めるものについては、米等を勘定所が支給するけれど、木賃賄いであること、等が示されている。

- 一 御番所附番船札式枚
- 一 番船札五拾枚
- 一 飛船札拾枚
- 一 漁船小早札貳枚

右之通唐船漂着之節、手配入用木札都合六拾四枚、漁舟へ相渡置

ただし16番には、飛船は11艘、小早は5艘とあり、合わない。

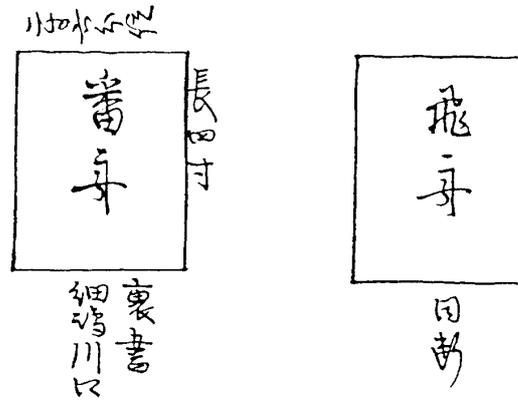


図3 番船札

- 一 米五石五斗四升壹合貳勺七寸  
但郷若黨六拾五人，同鑓持四拾九人，御中間代り郷人足百九拾七人，夫三拾四人馬之口取七拾四人，都合四百拾九人，昼扶持小蔵焚出渡壹人ニ付，下白米壹合貳勺五寸積玄米直ニノ（ノ）
- 一 紙蠟燭諸向る對談次第相渡候事
- 一 御中間五人郡方小使足目入用，早速相配様申付置候事
- 一 同五拾五人出張之面々，草り取御貸人早速相配候様申渡置候事  
但御組頭御用人，御番頭草り取，手前者召連候付相除
- 一 足輕百八人此配大筒六人  
弓拾人 鉄砲四拾人  
警固五拾貳人

番船札を配ったり，紙・蠟燭や米を配ったりといった雑務は，伊福形村庄屋左平治が細島津兵衛とともに執り行うよう義務づけられていた。

ここまでが，漂着唐船に対する寛政5年差し出し手当の写しである。この後に，ヲロシア船の取り計らいに関する大目付回状写しが2通（A B）と，寛政3年4年の幕府からの手当作成の命令（C D E）等が掲載される。

#### 4 幕府法令

それぞれ若干の文字の異同はあるものの、『徳川禁令考』第71章に記載されている。（Aは4095，Bは4094，Cは4089，Eは4090。）

A

大目付江 但文化四年卯十二月 文化4年は1807年  
被仰出之扣

おろしや船取計方之義（儀）ニ付，去寅年相達候旨茂有之候所，其後蝦夷之嶋々江来り狼藉ニおよび候上は，向後ハ津連之浦方ニ而もおろしや船と見受候ハバ，嚴重ニ打払，近付候ニ於而ハ，召捕又は打捨，時宜ニ應し可申候は勿論之事ニ候，万一難船漂着ニまきれ無之，舟具等も損し候程之義ニ候ハバ，

其所ニとゞ免手當いたし置可被相伺候，畢竟おろしや人不埒之次第ニ付，取計方嚴敷いたし候訳ニ候条，油断なく可被申付候

右之通，万石以上以下海邊ニ領分有之面々へ，不洩様可被相觸候，以上

文化卯十二月

## B

### 大目付江

先達面おろしや船長崎江渡来いたし，通商等之儀相願候得共，難取用筋付其旨申諭し，先年與へ置候信牌も取上之，以来乗渡間敷旨堅く申渡帰帆いたさせ候付，再渡いたす間敷候得共，此後万一漂流ニ事寄乗渡，何レ之浦方ニ船を繫申間敷ものニも無之候間，異国船を見請候ハバ，早々手當いたし人数等差配り，先見分之物差出，得と様子相糺し，弥おろしや舟ニ相違なく相聞エ候ハバ，能々申諭し，なりたけ穩ニ帰帆いたし候様可取計候，尤実難風ニ逢漂着いたし候様子ニ而，食物水薪等乏しく，直ニ帰帆難相成次第ニ候ハバ，相應ニ其品與へ可為致帰帆候，且**何程相願候共，決而上陸は不為致**，帰帆迄者番船を附置，**見物等をも相禁**し，其段早々可有注進候，最再應申諭候而も，相拒不致帰帆及異義候はば，時宜ニ応し不及何，打拂其旨可申聞候，右躰之始末ニ至り候節者，諸事寛政三亥年異国船之義ニ付相觸候趣ニ準し，取計ひ可申候

右之趣，万石以上之面々并其以下ニ而も，海邊ニ領分知行所有之面々江，不洩様可被相觸候

文化三年寅

正月

## C

先頃筑前長門石見之沖ニ，異国船壹艘漂流之様子ニ而，程遠乗離候義も有之，又者地近ク寄り来り候儀も候而，彼是日数八日程之内，右之趣ニ候処，當時は帆影も不相見趣ニ候，惣而異国船漂着ニ候ハバ，いつれニも手當いたし，先船具ハ取上置，長崎表へ送り遣候儀，夫々可被相伺事ニ候，以来異国船見掛候ハバ，早く手當人数等差配り，先ツ見江掛り事かましく無之様いたし筆談致，或は見分之物等出し，様子相試可申候，若拒候趣ニ候ハバ，船をも人をも打碎無貪着筋ニ候間，彼船江乗移迅速ニ相働切捨等ニも致候ハバ，召捕候儀も尤可相成候，勿論大筒火矢杯用ひ候も勝手次第之事ニ候，筆談等をも相ととのひ，又は見分等をも不拒趣ニ候ハバ，成丈ケ穩ニ取計，右船をも計策を以成とも繫置，船具等を取揚置，**人をハ上陸いたさせ番人附置，立帰不申候様いたし早ク可被伺候**，若及異義候ハバ，捕置可被申候，異国之物の宗門之所も不相分義ニ付，番人之外見物共も可被禁候，右漂流一二艘之義ニも候ハバ，前文之通可被相心得候，若及数艘ニも候敷，又は数少ク候共，最初ノ嚴重ニも不取計して難成様子ニも候ハバ，其義は時宜次第たるべき事ニ候，尤右躰之節は都而郷寄領分江も早々申通し人数船等も取揃可被差出候

但出張之陣屋，又は小領等ニ而其場ニ大筒之類有合不申は，最寄之内所持之場所申談次第，早々差越取計候様，可被心得候

右之趣可被相心得候，尤其時宜ニ寄候，取計一条いたしかたき事ニ候得共，事ニ臨窺を經候而ハ，図を失ひ可申義ニ付，先概心得之趣相違候条，其餘之差図者時宜ニ寄可被取計事ニ候，兼而議定致置，可然筋者可被相窺置候，取計行届候義ニ至り候ハバ，御沙汰も可有之事ニ候間，成丈ケ可被差配候，

尤家来共格別出精之ものは、名前等をも可被書出事

[寛政3年] 九月

#### D

前々海路乗船之面々も、近來多ク陸路通行有之趣ニ候、最船手之義も無油断筋ニ者可有之候得共、参勤御暇之節ニ乗船被致候も、畢竟船路之様子熟練致シ、且は其用意自ら不等閑ためニも候間、右等之義も心得可有之事ニ候

右寛政三亥年被仰出

CDは、寛政3年9月に堀田摂津守から渡された「異国漂流船取計方之儀御書付」である。高鍋藩の野別府代官支配下の部当の御用帳に同文がみえる<sup>8)</sup>。末端の現場まで書写されて、順達周知せしめられていたわけである。なお『徳川禁令考』第71章には、Cのみで、Dは見えない。

#### E

##### 大目付

異国船漂流之節、取計方之義ニ付、去亥年相達候趣、領中者勿論、隣領等へも兼而手筈可被申合置事ニ候、前以議定致置可然筋は可被相窺旨、去年中相達候儀ニも候間、兼々手配いたし置候船数人数、其外大筒有無并一躰之心得方、隣領申合之趣等、委細書付候而可被差出候、尤不時ニ御役人御用序之節相越、手配之様子見分いたし候事も可有之候間、右様之節者早速人数差出、手配備之様子等、見分を請候様可被致候

但前々ノ右之手配、且隣国之申合等仕来候場所之義者、右前々ノ取計之次第、并去年相達候以後、申談等之趣を可書出事

右之通、海邊領分有之万石以上之面々へ可被達候

十一月

右同四子年被仰出之

右之通被仰出有之候ニ付、寛政五丑二月廿一日右御掛松平越中守様江、御留守居松田銀右衛門を以、左之御書付の初ニ有之、延享四卯年御渡被成候御書付写相添被差出候事

#### F

日向国延岡私領分海邊之地ニ御座候ニ付、異国船漂流之節手配、左之通申付置候

一家老一人	一用人一人	一番頭一人
一者頭三人	一長柄奉行一人	一軍使三人
一目付役三人	一給人拾五人	一大筒方給人三人
一右筆一人	一儒者一人	一医師二人但本道
		外科
一絵図師一人	一馬乗一人	一足輕小頭三人
一足輕百人		

拾人弓 四拾人鉄炮

内 貳拾人宛拾<sup>91</sup> 六人大筒  
三拾式人警固

右之内より人質固メ等いたし候積<sup>三</sup>御座候

一船奉行壱人 一郡奉行壱人  
一小屋奉行壱人 一宿割役壱人  
一代官壱人 一勘定頭壱人  
一徒目付五人 内貳人舟手附

右何<sup>レ</sup>度支配方大工諸職人召連、海陸為差配差出し申候

一船数七拾艘 但番船引船并  
船共 唐人送り之節乗

内

関船三艘 内 拾四反帆 貳艘  
八反帆 壹艘

小早五艘

漁船六拾貳艘

- 一 領内牧山峠江見切番所相建置、遠近往來之船、常々無油断心付候様申付、異船見掛次第、注進有之候配<sup>三</sup>御座候
- 一 人数本陣之儀 御料細嶋觀音寺兼而相極置入用之諸品指遣置、役人罷出次第致手配候都合<sup>三</sup>御座候
- 一 細嶋表出張之人数賄米之義、領分境門川村と申所江、兼而罷置役人罷出差配申候<sup>90)</sup>

一 領分島野浦を始め、其外浦々江異国船相見へ候ハバ、右人数を以手當差配候様、兼而申付置候右之通、牧野備後守より申送り候手當<sup>三</sup>準シ、年々手配仕置候儀<sup>三</sup>御座候、近頃被仰出茂有之候<sup>三</sup>付、人数等相増候廉も有之候、猶又時宜次第、追々増人数差出、近領申合之上、取計候様兼而申付置候、以上

二月廿一日

御名

但寛政五年丑

3番から27番までの手当をとりまとめたFのなかで、「延岡の私領分は海辺の地であり」とか、島野浦をはじめ、浦々に異国船が見えたら、との文言がある。しかし、そもそも牧野備後守からの申し送りをベースにして、人数等を増したのだというけれど、結局その中身は細島出役のことだけである。

## むすび

先ず本史料が作成された経緯について述べる。

異国船漂流の取り計らい方につき、寛政3年に命じたとおり、翌年4年11月に、幕府は、本藩内はもちろん隣藩との約束等を含め、出役の船、水夫、大筒などの手当の書付を提出せよと命じた。また但し書きに、前々からの取り計らい方と寛政3年の達し後の手当等について提出せよと命じている。これを受けて、内藤藩は、延岡入封直後の延享4年（1747年）に差し出した書付の写し（2番の漂着船御条目）を添えて、3番から後の書付を寛政5年2月21日に提出したわけである。この

内容を見ると、寛政4年の幕府の海防についての手当差し出し命令に対して、延岡藩は幕府領細島への軍役手当のみでお茶を濁したといえる。もっとも寛政5年3月に、幕府は沿海の大名からの「異船漂流用意」がなお届かないところもあると記しており（『続徳川実記』）、幕末へ向けての海防体制はいささか危うい状況であったわけである。

ところで延岡藩が、御料細島漂着異国船にかかわることになった経緯は、次の通りである。

有馬清純が元禄4年（1691年）に越後糸魚川に減転封ののち、翌5年に三浦明敬が延岡に入る時に、細嶋等が延岡藩領から幕府領に改められたのである。同8年5月に、高鍋藩が細嶋漂着唐船支配を命ぜられた。（『本藩実録』）しかし、北西の風向きでは高鍋藩美々津港からの北上が難しい。そこで享保7年（1722）に、日田代官・池田喜八郎がお伺いをたて、風向きによっては延岡城主・牧野氏が細嶋に番船等を出すように命じた。のち延岡藩主が内藤氏に替わり、細嶋のことも牧野氏を引き継ぐことになった。しかし異国船漂着の注進があるときには、風向きにかかわらず、内藤藩が手配することを、西国郡代へ内藤藩の家来が申し伝えてきたという。したがって、細嶋には秋月・内藤両藩が番船を出すことになったわけである。もっとも、幸か不幸か異国船漂着が無かったので、実際の軍役の動きを確かめることはできない。安政2年に高鍋藩領心見に漂着の唐船が、細嶋に漂着する可能性もあったので、富高手代を通して内藤藩が出役の手配をしたが、動員するには至らなかった<sup>11)</sup>。

次に軍役の人数・装備についてみたい。『徳川禁令考』寛永10年軍役人数割の定めによると、内藤藩7万石相当では、馬上110騎、鎧100本、鉄砲200挺、弓50張、旗15本である。また慶安2年10月に人数1,463人と定められている。ところが内藤藩は、人数について一二の出役あわせて704人である。27番には水主を含めた総人数1,072人とあり、総計数に疑問もあるが、いずれにせよ、遙かに少ない出役人数である。

装備についても、武器の中で、とくに鉄砲の装備についてみると、一之出役、二之出役ともに4匁筒鉄砲20丁を装備し、計40丁である。この外、二之出役だけに、大筒3丁（百日筒一丁、五十日筒二丁）が加わっている。また十四反関船2艘に計20丁がみえる。この一・二の出役の装備以外にも、10匁筒の鉄砲30挺、30日筒大砲5挺などを用意することになっている。したがって、すべて合わせると、内藤藩は鉄砲は90丁、大筒8丁の装備だったわけである。寛永10年軍役令には、とくに大筒について定めがないけれど、鉄砲だけをみると、かなり軽い備えであるといえる。

なお、同じく寛政5年における高鍋藩の備えの内、船数と鉄砲数を抜き出すと次の通りである。（『旧例抜書』による）関船2艘、漁船40艘餘、大筒役1人、大筒打10人、大筒13挺（但し100日玉より25匁まで）鉄砲50挺（但し10匁玉より4匁3分玉まで）、玉箱5箱。人数157人。飛び地福島にも、鉄砲30挺。人数145人。これを幕府の軍役人数割（『徳川禁令考』）と比較すると、3万石相当は鉄砲80挺、610人である。鉄砲の挺数は定め通りであるが、出役人数が少ないことがわかる。また、文政7年（1824年）における飢肥伊藤藩3万石の手当数を見ると、鉄砲76挺（大筒を含む）であり、ほぼ軍役令に従っているといえる。（黒木「内閣文庫所蔵『唐船一件』について」pp.73-74）

内藤藩が譜代の大名であるために、軍備の不行き届きが許されたのであろうか。今後の課題としておきたい。

また、内藤藩の細島出役に際して、庄屋が重い責任を負わされていることがある。とくに伊福形

村庄屋左平治は、細島の宿割りなど万端の手配を抜かりなくやり遂げることを命じられている。しかも本人が病気の場合には、親類の者が代理を務める義務を負っていた。この外、門川村庄屋や細島津兵衛、それに尾末浦の黒木庄十郎も賄米30俵を藩から預けられて重要な役回りを与えられていたのである。このように、軍事面を支える実質的な負担は、庄屋や船主等の在地の豪商・豪農がになっていたことが理解できる。

終わりに、寛政期の手当C（51ページ）に見られる漂着唐人を上陸させるということについて述べておきたい。破船でないときに、漂着唐人を上陸させてよいかという問題について。延享4年マニュアルでは、唐人の上陸を禁じている。この様に上陸を厳禁し、破船の場合には仮小屋に収容して番人との接触も遮断する等、人に対して極めて厳格な管理統制が行われている。その理由は、17世紀においてはキリシタン入国と難民入国の阻止が、海防上の最も重要な課題と認識されていたためである。しかし、その後、長門石見沖における抜け荷唐船事件への対処の中で、「人を上陸いたさせ、番人付け置き、立ち返らざる様にいたし」（寛政4年「異国漂流船取計方之儀御書付」）とあるように、抜け荷唐船・唐人を捕獲する目的で上陸させるという方針の転換がみられたわけである。それでは、この後、寛政期から幕末まで上陸させることになっていたかということ、そうではない。文化3年正月の「おろしや船之儀ニ付御書付」Bに、決して上陸させてはならないとあり、また天保13年7月「異国船打払之儀停止御書付」（『徳川禁令考』第71章）にも「上陸ハ為致間敷候」とあるように、寛政期の上陸令は一時的なものだといえる。

なお、(上)と同様、史料の読みについて永井哲雄先生にご教示いただいた。また宇田川武久先生に鉄砲に関するご指導をうけた。末筆ながら記して感謝申し上げたい。

## 註

- 1 延岡市史編さん委員会『延岡市史』（延岡市役所、1963年）393ページ。
- 2 『角川日本地名大辞典45宮崎県』（角川書店、1986年）。
- 3 『旧例抜書』寛政5年覚。
- 4 黒木國泰「内閣文庫所蔵『唐船一件』について」『近世日向沿岸漂着唐船・琉球船と密貿易に関する基礎的研究』73-75ページ。
- 5 鞞は、弓鞞。<sup>ゆみかけ</sup>
- 6 筒乱 胴乱 玉薬入れ
- 7 斯 火繩の数の数詞か。筋カ。以下同じ。
- 8 永井哲雄「『御用帳』にみえる漂着船に関する在郷史料の一・二について—高鍋藩の寛政期から安政期の関係史料の紹介—」『近世日向沿岸漂着唐船・琉球船と密貿易に関する基礎的研究』科学研究費補助金研究成果報告書、2001年）。
- 9 長柄『萬覺書』が入るか。
- 10 17番に、門川村の尾末浦の黒木庄十郎に30俵が預けられているという。
- 11 黒木國泰同上「内閣文庫所蔵『唐船一件』について」53ページ。

## 主な参考文献

石井良助校訂『徳川禁令考』（創文社、1959年）。

延岡市史編さん委員会『延岡市史』（延岡市役所，1963年）。

石川恒太郎『延岡市史』（国書刊行会，1981年）。

北浦町『北浦町史』（ぎょうせい，2000年）。

宮崎県『宮崎県史 通史編 近世上』（ぎょうせい，平成12年）。

宮崎県『宮崎県史 史料編 近世2』（ぎょうせい，平成5年）。

黒木國泰『近世日向沿岸漂着唐船・琉球船と密貿易に関する基礎的研究』（科学研究費基盤研究C10610368報告書，2001年3月）。